

西区社会福祉協議会 助成のてびき

令和 **5** 年度版



2023

◆受付窓口◆

西区社会福祉協議会

西区寺尾東3-14-41（西区役所健康センター棟1階）

TEL 025-211-1630

FAX 025-211-1631

～ もくじ ～

	(ページ)
1. 地域ふれあい事業助成	1
2. 地域歳末たすけあい事業助成	3
3. 福祉施設歳末たすけあい事業助成	5
4. 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成	6
5. 子育てサロン助成	7
6. 子ども食堂助成	8
★ 申請手続きのながれ	10～12
★ 取り組んでみませんか？ 自治会の福祉活動 (友愛訪問・緊急情報キットのご案内)	14～15

4.地域の茶の間助成以外の各種助成金および友愛訪問・緊急情報キットは、皆様からご協力いただいております社会福祉協議会会員会費及び赤い羽根共同募金・歳末募金が財源となっております。

地域福祉活動の活性化のため、社協会費・共同募金についての皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



★助成の書類（様式）について

各助成の申請書・報告書等の様式は、西区社会福祉協議会にあります。

ご連絡いただければ、送付いたします。

また、パソコンで書類を作成される場合は、西区社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

トップページから「申請報告様式」ページに移動して、該当のファイルをダウンロードしてください。

西区社会福祉協議会ホームページ

URL : <https://niigatanishiku-syakyo.jp/>

「2. 地域歳末たすけあい事業助成」については、それぞれ受付開始時期になりましたら、要項・申請書等の様式を、各自治会・町内会およびコミュニティ協議会、地区社会福祉協議会の代表者の方へ、送付いたします。

1. 地域ふれあい事業助成

対象にデジタル推進を追加しました

地域での「世代交流」「いきがい推進」「ふれあい給食」「デジタル推進」「障がい者交流」の各事業に対して実施する助成です。

(1) 助成対象団体

西区内の自治会・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、障がい者施設

(2) 対象事業

事業区分	事業内容
世 代 交 流	高齢者から子どもまで、地域の様々な世代の方が集まり、交流できるような場づくり・イベントを開催する。
いきがい推進	高齢者や障がい者等の日常生活の活性化のために、健康相談・趣味の講座・健康チェック・体操などを実施する。
ふれあい給食	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の見守り・孤独感の解消のために、会食会等を実施する。
デジタル推進	高齢者や障がい者等に、スマートフォンやパソコンの使い方を教える講座などを開催し、デジタル格差解消につなげる。 ※活用いただきたい資料がありますので、開催前にご連絡ください。
障がい者交流	障がい者と地域住民が交流できる事業を開催する。

(3) 助成の内容

事業区分	回数（年度内）	1回の助成の上限額
世 代 交 流	合計3回まで	【呼びかけ・参集範囲】 単独の自治会・町内会 10,000 円 複数の自治会・町内会 20,000 円 コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会 30,000 円
いきがい推進		
ふれあい給食		
デジタル推進		
障がい者交流	1 施設 2回まで	一律 20,000 円

(4) 助成の条件

- ① 事業の実施主体が「自治会・町内会」「コミュニティ協議会」の場合は、原則その会のエリア内を会場とする事業が対象です。
- ② 事業の実施後、1 か月以内に以下の書類を提出して、申請してください。（3月に開催した場合は、令和6年4月5日までに申請してください。）
 - ・助成申請書兼報告書
 - ・事業の案内（チラシ・回覧資料など）
 - ・当日の様子が分かる写真
 - ・事業にかかった助成金分の領収書一式（コピーで構いません。）

・通帳のコピー（口座番号、名義の記載があるもの）

③ 「西区社会福祉協議会からの助成を受ける予定である」ことを、地域住民や参加者などへの案内文書やチラシなどに明記してください。

★ 事前に申請する必要はありませんが、他にも条件があり、詳しい要項を用意しておりますので、ご不明な点などございましたら、予めご確認ください。

地域ふれあい事業 拡大助成 のご案内

集まれなくても
つながる活動に
助成します！

令和5年度まで
対象となります！

新型コロナも落ち着いてきましたが、今年度まで対象拡大を延長します。



事業例

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により新たに始めた
住民同士の交流を深め維持する活動

- 例1: 子ども会で手作りマスクを作成し高齢者宅に配付する
例2: ラジオ体操の放送時間に玄関前で、各々ラジオ体操をするように住民に呼びかけ実施した
例3: SNSを活用した活動 など

◎ 高齢者等の見守りのための訪問活動

助成内容

- 【助成対象経費】：事業費全般
（対象外になるものもありますのでご注意ください）
【助成回数】：通常の『地域ふれあい事業』と合わせて年3回まで
【対象期間】：令和6年3月まで
【その他】：通常の『地域ふれあい事業』も受け付けております。
助成金等の詳細は要項をご覧ください。

「こんな内容も助成対象になるの？」と思ったらご連絡ください！

お願い

住民の皆さまから生活上の困りごとを聞かれたときには、西区社会福祉協議会や各種支援機関へご相談ください。



※ 当事業は、皆さまよりご協力いただいております、
「西区社会福祉協議会員会費」を財源として実施いたします。

2. 地域歳末たすけあい事業助成

地域住民相互の交流、地域福祉を目的とする歳末時期の事業を支援します。

また、事業を通して地域の関係団体との協働を促進し、共同募金の歳末たすけあい募金のPRを行います。実施期間により締め切り日が異なりますのでご注意ください。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会
(一部の人ではなく、地域住民全般を対象とした事業です。)

(2) 事業の実施期間 (1団体1事業のみ)

- ① 10月 1日から11月20日まで → 申請しめきり： 8月末(必着)
② 11月21日から 1月31日まで → 申請しめきり： 10月末(必着)

(3) 助成金額 (参集範囲の世帯数によって異なります。)

世帯数	200未満	200～	400～	600～	コミュニティ協議会 地区社会福祉協議会
助成上限 (円)	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

※ 多くの申請があった場合には、事業予算の関係で助成額を調整させていただく場合があります。

(4) 助成条件

① 対象経費

会場費・機材等賃借料・広報費・行事用保険等の損害保険料・
講師謝礼(上限：1組1万円)・食材費・
飲食物(上限：参加人数×500円)
※ 備品購入費やアルコール飲料代金は対象外です。

②事業を進める際は、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会やボランティア団体などの地域の関係機関・団体、社会福祉施設と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、ボランティアや地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。

③事業実施にあたり、案内チラシまたは回覧文書などに、「歳末たすけあい募金が財源であること」と「西区社会福祉協議会歳末たすけあい事業」であることを明記するとともに、会場内に表示すること。

★事前申請が必要です！

申請締め切り：期間① 8月末日 ・ 期間② 10月末日

★事業実施後、1か月以内に報告書を提出してください。



集まれなくてもつながる活動に助成します！

「地域歳末たすけあい事業」助成対象活動 拡大のご案内

【令和5年度まで】

こんな活動も助成対象となります！

マスク・除菌アルコール消毒を
持っての見守り訪問活動



もちつき大会でついた・購入した
おもちを配布しながらの
見守り訪問活動



※助成対象団体、対象期間、助成金額は要項記載のとおりです。

※昨年同様、もちつき大会など歳末時期に開催される地域交流事業も対象です。

検討している活動が助成対象になるか、
まずはご相談ください！



本事業は歳末たすけあい募金の助成を受けて実施いたします。



問い合わせ 西区社会福祉協議会

☎025-211-1630 月～金曜日 8:30～17:15

3. 福祉施設歳末たすけあい事業助成

歳末時期に福祉施設が実施する福祉事業に対し、共同募金の歳末たすけあい募金配分金を財源として助成を行います。

この助成を活用し、地域住民との交流の機会として、また地域福祉を考えるために必要な支援を行うことを目的としています。

(1) 助成対象

西区内の福祉施設。ただし、公の施設、企業（株式会社、有限会社等）を除く。

(2) 事業の実施期間

① 10月 1日から11月20日まで → 申請しめきり： 8月末（必着）

② 11月21日から 1月31日まで → 申請しめきり：10月末（必着）

(3) 助成金額

事業費総額の3分の2以内で、5万円が上限

※ 多くの申請があった場合には、事業予算の関係で助成額を調整させていただく場合があります。

(4) 助成条件

①対象経費

会場費・機材等賃借料・広報費・行事用保険等の損害保険料・

講師謝礼（上限：1組1万円）・食材費・

飲食物（上限：参加人数×500円）

※ 備品購入費やアルコール飲料代金は対象外です。

②施設を中心とする近隣の自治会・町内会等の地域住民の参加が全体参加者の3分の1以上含めること。

③事業実施にあたり、案内チラシなどに、「歳末たすけあい募金が財源であること」と「**西区社会福祉協議会歳末たすけあい事業**」であることを明記するとともに、会場内に表示すること。

④行事用保険等の損害保険に加入してください。

（ボランティア行事用保険は、西区社会福祉協議会で加入できます。）

★事前申請が必要です！

申請締め切り：期間① 8月末日 ・ 期間② 10月末日

★事業実施後、1か月以内に報告書を提出してください。



4. 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成

「地域に定期的な交流の場をつくること」を目的とした助成事業です。

助成対象となる事業内容は、開催頻度に応じて2タイプあります。（※ 新潟市からの助成金です。）

	月1回	月2回以上
事業内容	多世代交流や地域の助け合い意識を醸成し、助け合い、支え合う地域づくりを推進するため、地域の集会場や公民館などを利用して、定期的に子どもから高齢者、障がい者など誰もが気軽に集まり交流することができる場を設ける。	
助成対象団体	地域の各種団体 （自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など） ※ 営利目的の活動や趣味的活動を主目的にする活動などは、助成対象外	
助成条件	① 月1回以上、定期的に行うこと ◆ 時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始等） ② 概ね10人以上の参加があること ③ 参加者に制限がないこと	① 月2回以上、定期的に行うこと ◆ 時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始等） ② <u>3年以内に週1回の地域の茶の間支援事業へ移行すること</u> ◆ 週1回への事業移行計画書を提出 ③ 概ね10人以上の参加があること ④ 参加者に制限がないこと
助成対象経費	会場使用料、依頼講師への謝礼、ボランティア保険料、消耗品費 お茶、茶菓子全般、調味料、交流のための調理にかかる食材 （※ 備品購入、弁当代、アルコール飲料は対象外）	
助成の上限	開催月数×2,500円 ◆ 毎月1回以上の開催の場合、年度内で30,000円となります。 ◆ 年度途中での申請も可能です。その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数×2,500円が上限	開催月数×5,000円 ◆ 毎月2回以上の開催の場合、年度内で60,000円となります。 ◆ 年度途中での申請も可能です。その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数×5,000円が上限

★ 年度終了後、実績報告書・決算報告書・領収書・レシート等を提出していただきます。

★ 週1回の地域の茶の間支援事業は、西区役所 健康福祉課 地域福祉係 が窓口です。

5. 子育てサロン助成

子育て中の親子が交流・情報交換できる場づくりを実施する子育てサロンを支援することを目的とした助成事業です。

(1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治会・町内会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 地域の皆さんが集まりやすい場所（公民館・コミセン等）を利用すること
- ② 月1回以上、定期的に開催すること
- ③ 参加者が概ね10人以上であること

(3) 助成金額など

① 助成対象経費項目

依頼講師への謝礼、会場使用料、行事用保険等の損害保険料、消耗品費、お茶・茶菓子・食材料費

② 助成額の上限 開催月数×2,500円

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。

◆年度途中での申請も可能です。

その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数×2,500円が助成上限額となります。

③ 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成との併用はできません。

※ 令和5年度については、令和4年度に引き続きコロナウイルス感染症の影響を鑑み、子育てサロンのオンライン実施についても対象とします。

詳しくは西区社会福祉協議会へご相談ください。



6. 子ども食堂助成

子どもの孤食を防ぐ場や、食を介した交流の場づくりを実施している子ども食堂を支援することを目的とした助成事業です。

(1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治会・町内会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 地域の皆さんが集まりやすい場所（公民館・コミセン等）を利用すること
- ② 参加者が概ね10人以上であること

(3) 助成金額など

① 助成対象経費項目

依頼講師への謝礼、会場使用料、行事用保険等の損害保険料、消耗品費、お茶・茶菓子・食材料費

② 助成額の上限 ひと月の累計食数（配布数）に応じて下記の通りとなります。

●100 食未満

開催月数×2,500 円 （通年実施の場合、30,000 円）

●100 食以上～200 食未満

開催月数×5,000 円 （通年実施の場合、60,000 円）

●200 食以上

開催月数×7,500 円 （通年実施の場合、90,000 円）

◆年度途中での申請も可能です。

その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数になります。

◆年度途中で食数が変わり助成金額の変更がある場合には、ご連絡ください。

③ 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成、子育てサロン助成との併用はできません。

※ 令和5年度については、令和4年度に引き続きコロナウイルス感染症の影響を鑑み、子ども食堂の弁当・食材配布活動についても対象とします。

詳しくは西区社会福祉協議会へご相談ください。

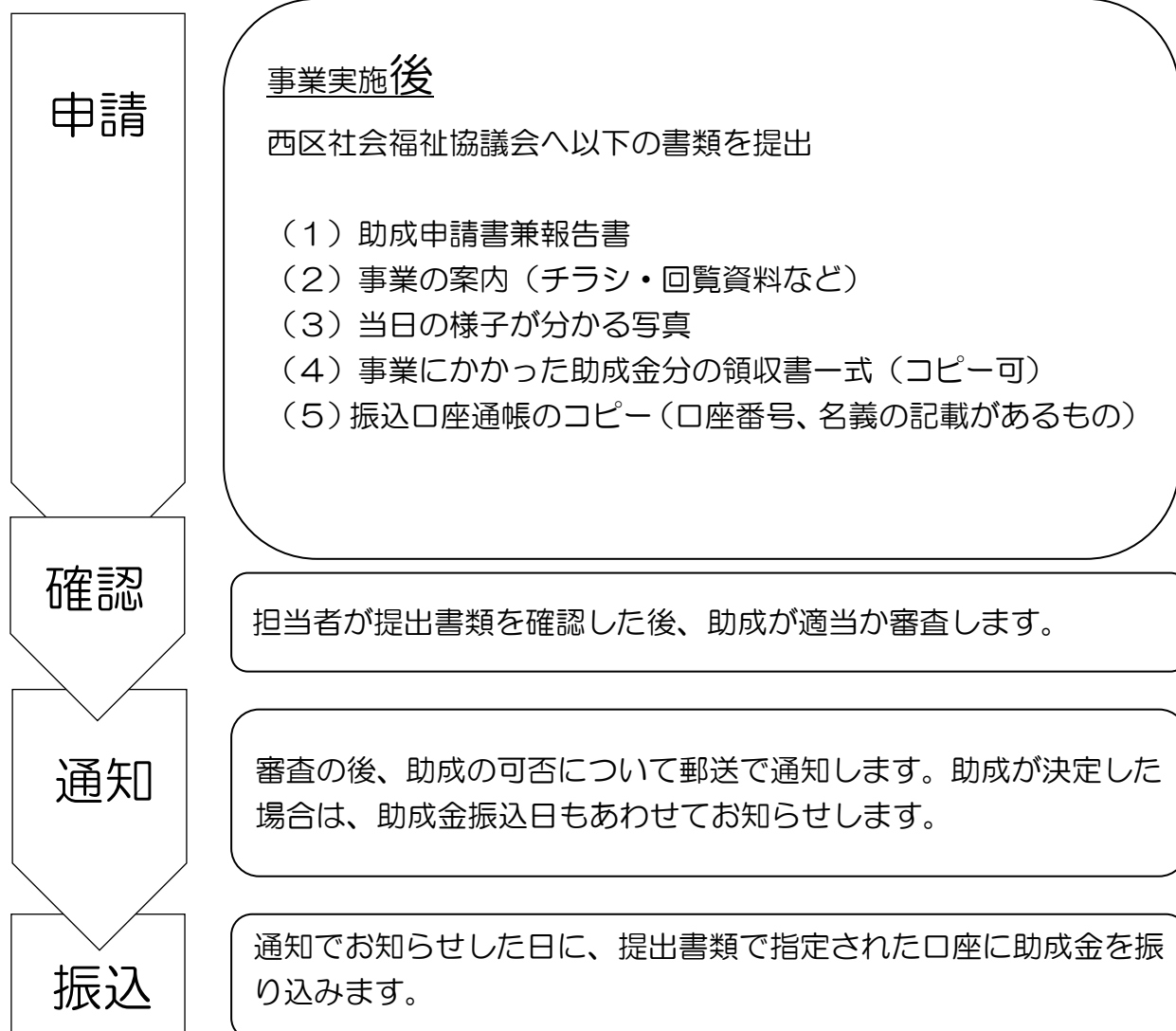
★申請手続きのながれ

手続きのながれは大きく3つに分かれます。

	助成事業	必要書類の提出
①	地域ふれあい事業助成 (P. 1)	事業実施 <u>後</u> のみ
②	地域歳末たすけあい事業助成 (P. 3) 福祉施設歳末たすけあい事業助成 (P. 5)	事業実施 <u>前</u> および <u>後</u>
③	地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成 (P. 6) 子育てサロン・子ども食堂助成 (P. 7、8)	※ <u>年度初め</u> および <u>年度末</u>

※ 年度途中での申請も可能です。

①地域ふれあい事業助成



②地域歳末たすけあい事業助成／福祉施設歳末たすけあい事業助成

＜事業実施前＞ ※それぞれ締め切りがありますのでご注意を！

申請

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 事業開催案内のチラシ

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

＜事業実施後＞

報告

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成報告書
- (2) 助成対象経費分の領収書（コピー可）
- (3) 事業実施時の写真
- (4) 振込口座通帳のコピー（口座番号、名義の記載があるもの）

確認

受付で提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

助成金振込日について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類で指定された口座に助成金を振り込みます。

③地域の茶の間・ふれあいいいきサロン助成／子育てサロン・子ども食堂助成

<年度初め>

※年度途中での申請も可能です。

申請

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 事業開催案内のチラシ
 - ◆年度計画がわかるもの
- ※月2回以上のタイプは、週1回への事業移行計画書も併せて提出
- (3) 振込口座通帳のコピー（口座番号、名義の記載があるもの）

審査

担当者が提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

※申請時期により、概算払いで先に振込いたします（サロン助成・子育てサロン助成）

<年度末>

報告

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) 助成対象経費の領収書等

確認

受付で提出書類の漏れ等を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成額について郵送で通知します。

◆翌年度になります。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類で指定された口座に助成金を振り込みます。

とりくんでみませんか？



自治会の福祉活動

社会福祉協議会は、地域の福祉活動を推進する団体です。

地域で生活する高齢者や障がい者の安心・安全を守るしくみとして、自治会で取り組んでいただける社協事業を紹介します。ぜひご活用ください！

友愛訪問事業

地域に心配な人がいるけれど、
理由もないのに訪問はしづらいな…そんな時に！



月 1 回、見守りが必要な方のお宅へ、地域のボランティアが「お元気ですか？」などの声かけのために乳酸菌飲料を持って会いに行く活動です。

合併前から続く地域の見守り活動で、西区では自治会単位で行っているところが多いのが特徴です。西区内の約 7 割を超える地域で取り組んでいただいています。

財源には皆様からご協力いただいた赤い羽根共同募金の助成金が使われています

①自治会から
事業開始の申請
(随時相談に応じます♪)

②西区社協で
個数を取りまとめ
業者へ発注

③指定された
訪問日に業者が
自治会の拠点へ配達

④地域の協力者が
訪問先へ持参して
声かけ・安否確認

緊急情報キット

自治会を通じて
個人の備えも行っていきたい…そんな時に！



事業の詳細は裏面のチラシをご覧ください。

個人として緊急時に備えるほか、そういう状況の方が自治会にいるのだということを自治会として把握していただくことが大きな役割であると考え、自治会を通しての配付を行っています。



西区社会福祉協議会 「緊急情報キット」 のご案内



キット



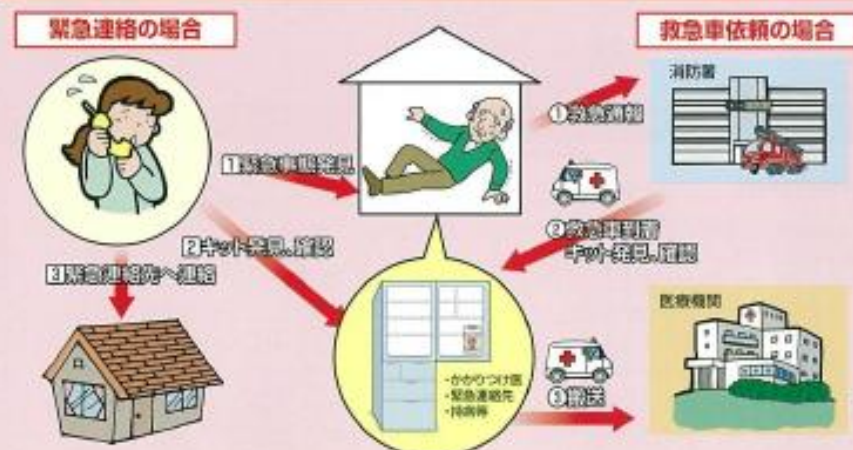
※ほぼペットボトル(500ml)
と同じ大きさです。

高齢者や健康上不安を抱えている方の安心・安全を守る取り組みとして、「緊急連絡先」「持病」「かかりつけ医」「飲んでいる薬の情報」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで**緊急時及び災害時**に備えるものです。

目的

- ①緊急時及び災害時等、緊急事態発見者から緊急連絡先への迅速な連絡のため、情報の活用を行います。
- ②利用者が救急車を要請した際に、迅速な医療情報の活用を行います。

情報活用のイメージ



地域の見守り活動のひとつとして活用していただくものです。

(1) 配付対象

西区在住の高齢者、障がい者ならびに健康に不安がある方で自治会・町内会が必要と認めた方。

(2) 周知方法

地域の実情にあった方法をお願いします。

個人のプライバシーにご配慮をいただき、周知・取りまとめ等をお願いします。

(3) 費用

無料(赤い羽根共同募金の助成金を活用)

(4) 受付期間

通年で受付。自治・町内会長→区社協へ申込書を提出ください。

